

令和3年度 第4回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2022年（令和4年）1月24日（月）午前9時半から正午まで

会 場：藤沢市役所本庁舎7階 7-1、7-2会議室

委 員：石渡代表、齊藤副代表、加藤委員、石井委員、新城委員、都築委員、
向井委員、伏見委員、松井委員、八十島委員、小川委員、志水委員、
高山委員、佐藤委員、船山委員、小野田委員、沼井委員、戸高委員、
宮崎委員、露木委員、村松委員、西岡委員

計22名

事務局：池田福祉部長

子ども家庭課（古澤）

障がい者支援課（須藤、松野、真下、相澤、増田、鎌田、本城、
竹原、多田、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計13名

欠席者：冨澤委員、櫻井委員

傍聴者：なし

1 開会

（1）開会挨拶（事務局：須藤参事）

（2）配布資料の確認（事務局：伊原）

2 前回議事録確認（事務局：須藤参事）

後日、前回議事録について委員からご意見をいただく期間を設けることとした。

3 議事

（石渡代表）

それでは、次第に沿いまして、第4回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の結果の報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局：竹原主任）

報告事項の（1）からご説明いたします。1月18日に開催しました、第4回の障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会について、ご報告いたします。開催内容は資料1-1となっております。3つの協議事項に関して協議をいたしました。開催直後、ということもありまして、抜粋でのご意見となりますが、お目通しいただければと思います。資料1-2については、モニタリング指標及び指標に対する考

え方について、前回計画検討委員会でご意見いただき、回答できていなかった部分について、抜粋して掲載しております。内容自体に修正はございませんが、ご意見と今後の対応について81番から順にご説明いたします。

まず、81番。齊藤委員からご意見いただいた部分です。意見内容としては、重症心身障がい児者の入所施設等の整備について、担当課が障がい者支援課ということですが、子ども家庭課など関連する課やどのような会議体で、誰が参加する会議体なのかを明確にしてほしいというご意見をいただきました。今後の対応としまして、担当課については、現在障がい者支援課の単独となっておりますが、今後、見直しに向け関係課の協力を含め、調整いたします。また、検討の場につきましては、計画策定時においてグループホーム等の新設状況から、課内を中心に検討しようと考えておりました。ただ、ご指摘のように、今後検討していく上で、関係各課の意見や既存の会議の中で活用できるものがあれば、それらを活用していきたいと考えております。

続いて、106番です。こちらは船山委員からご意見をいただき、求職者数と採用者数を割った、採用率のようなものをモニタリング指標に加えてほしい、というご意見です。産業労働課に確認し、障がい者合同説明会については、開催年毎に参加企業や求職者数の状況により採用決定者数が大きく異なる可能性があることから引き続き、参加事業所数と参加求職者数、採用決定者数の実績をもって、分析を行いたいと考えております。なお、採用率については、今後、この事業について報告をする際、担当課からの報告をもとに、採用率を計算し、報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、151番、154番、158番、159番の防災について、齊藤委員からご意見いただきました。防災に関連しまして、モニタリングということではありませんが、法改正があり、避難行動要支援者の個別避難計画作成を含め、福祉における防災に対する考え方を抜本的に考え直すことが必要と考えます、というご意見をいただきました。今後の対応につきましては、防災について、第3回の総合支援協議会において、重度障がい者支援部会において作成をした、安全・安心プランに個別避難計画の要素を盛り込んだ素案について了承を得て、福祉部内に情報提供をしております。今後につきましては、庁内において、個別避難計画の作成等を含め、検討が進められていくこととなる予定です。ただいまご説明させていただいた内容と、モニタリング指標及び指標に対する考え方を確定することについて、計画検討委員会でご承認いただきましたので、本会議につきましても、ご了承いただきたいと考えております。資料1-2につきましては、以上です。

(石渡代表)

続いて、専門部会の説明を事務局にさせていただいた後、皆様からのご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局：竹原主任)

資料2-1から資料2-4の専門部会につきましては、詳細は割愛させていただきたいと思っております。4つの部会について、書面にて開催をいたしました。今年度最

後の開催となりますので、それぞれの専門部会の年間テーマについてのまとめと、来年度に向けた検討を行いました。内容については、資料をご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(石渡代表)

資料の1-2については、この協議会でも承認が必要ということですが、ご意見がある方はお願いいたします。

(新城委員)

資料2のモニタリング調査の件です。藤沢市視覚障害者福祉協会としては計画検討委員会に参加できていませんので、この場で意見いたします。一つ目に、障がい者雇用に関して、このモニタリング指標の中で、障がい種別ごとの雇用率を明確に提示してほしいというのが主旨です。藤沢市における視覚障がい者の雇用率が、民間も含め、特に藤沢市立の公共の部分ですが、長期間視覚障がい者雇用が0であったなか、昨年度ようやく1人が採用されました。障がい種別の雇用率それぞれ、バランスよく採用されることが重要だと思います。今までのやり方では、そういったことが明確に提示されておらず埋もれてしまい、それに対する政策が検討されないということになりますので、障がい種別ごとの雇用率を明示し、それに対する対策・施策というものを位置づけてほしいことが一つです。二つ目は、第3回の総合支援協議会の場でもお話ししましたが、要支援者名簿の作成に関して、そもそも名簿の受け取りを拒否している自治会があるために、具体的には私がそうですけれども、名簿の登載もされず、作成にも参加できていないという障がい者がいます。自治会が受け取り拒否することによって、その地域に住んでいる障がい者が、要支援者名簿にも搭載されないことは非常に大きな問題ですので、これについて、今後施策含めて位置づけをしてほしい、というのが二点目です。

(事務局：竹原主任)

モニタリング指標の雇用率の関係については、今回の2026のモニタリング指標から、職員課と確認をしまして、細かい障がい種別までの明示はできませんでしたが、今まで全体で出していたものを、身体・知的・精神と3障がいを出していただくことでご了承いただきましたので、次回のモニタリングの実績からは、3障がいのパーセンテージになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(新城委員)

国の障がい者雇用率の問題でも、明確に視覚障がいの雇用率が提示され、視覚障がい者雇用の施策にどういったことが必要なのか、ということ踏み込んでやっています。身体障がいと一緒にされてしまうと、例えば視覚障がいが0%とか知的障がいが0%で一部の障がいだけがずっと高い数字を占めるというような、バランスの悪いことになってしまうので、身体を表示したからそれでいいとは思いません。身体の中でも障がい種別を明らかにすることが重要だと要望します。以上です。

(事務局：鎌田主査)

先ほどの身体障がい者の中の雇用率のお話ですが、障がい別のお話をさせていただいたと思います。追って職員課には確認しますけれども、細かい人数までは出せ

ませんが、障がい名は、視覚・聴覚というようなところは指標の中に盛り込めていたかと記憶していますので、職員課に確認をして、回答をメール等で皆様にお送りできればと思います。

(石渡代表)

続いて要支援者名簿について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局：松野主幹)

新城委員から二点目の、要支援者名簿の関係について、お答えをさせていただきます。本件につきましては、自治会で名簿の受け取りが拒否された方に関する名簿につきましては、危機管理課に確認をしたところ、防災拠点本部である、各地区の市民センター・公民館では、名簿をお預かりさせていただいている状況になっております。こちらは、実際に必要な時には、市民センターで管理させていただいて、支援に活用、という形になっておりますので、ご報告をさせていただきます。

(新城委員)

前回第3回の時にもお話ししましたけれども、私のところに調査に来たことが一回もありません。多分私は、その要支援者名簿に登載されていないと思いますが。

(事務局：松野主幹)

そちらにつきましては、個別に危機管理課に確認したいと思います。

(新城委員)

新城個人の問題ではないと思います。受け取りを拒否している自治会は、要支援者名簿の作成そのものをしていないと思います。だから、そういうところで、市民センターはそのデータを持ってないとしか考えられません。

(石渡代表)

はい。それでは、補足説明をお願いいたします。

(事務局：須藤参事)

先日、危機管理課をはじめとする防災安全部の方々と福祉部とで意見交換をする場がございまして、その際に私からも確認をさせていただいたのですが、新城委員がおっしゃる通り、自治会が名簿を受け取らない、というところにつきましては、まず調査票そのものが送られていませんので、名簿そのものが作成されておられません。そこが非常に課題だということを私も申し上げて、そこについてどうするのか、防災安全部として考えてほしいと意見を申し上げて、防災安全部では、今後庁内でこの要支援者名簿をはじめとする個別支援計画についてプロジェクトチームを立ち上げて、検討していくという方向性を示されておりますので、その部分が非常に課題だということを意識して、今後、庁内で検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(新城委員)

そのうえで、次の障がい者福祉計画のプランの中にそれを位置づけることを要望します。

(事務局：須藤参事)

プランの中でも位置づけるというご意見をいただきましたので、今後、中間見直

し等も控えておりますので、その際には検討していきたいと考えております。

(石渡代表)

それでは、この資料の1-2につきましては、計画の検討部会で承認をされているということです。それで、今、新城委員から雇用率のことや要支援者の名簿についてご意見をいただきましたが、今後の課題で、見直しのところに活かしていただく、ということが留意点としてございますけれども、資料の1の考え方は、協議会としても承認をするということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(新城委員)

私が指摘したことをきちっと明示するという形を確認していただきたいです。

(石渡代表)

今後のところですね。

(新城委員)

はい。それなしで承認はないと思います。

(石渡代表)

今後の課題ということで、計画の中に明記をするところは、事務局で取り組んでいただける、ということでよろしいでしょうか。文章化するというのを新城委員としてはご提案していただいている、ということでしょうか。あるいは、そのあたりのところを確認しておく、ということでよろしいでしょうか。

(新城委員)

はい。よろしくをお願いします。あの、メール等でご連絡をお願いします。

(石渡代表)

その点について協議会としては障がい者の雇用率の細かいデータを出していただき、要支援者名簿に関しては、自治会等との関係を踏まえていただくというようなところで、資料の1-2を承認していただくということにさせていただいて、よろしいでしょうか。それでは、こういった今後の留意点を踏まえて、資料の1-2については、承認といたします。次に、報告事項の専門部会について、何かご意見・ご質問のある方、いらっしゃいますか。

(新城委員)

私は就労・進路支援部会に所属しておりますが、その会議でコロナの緊急事態宣言や蔓延防止などが発令されていない中で文書会議になっています。せめてZOOM、プラスハイブリット形式と表現すればよいでしょうか。視覚障がい者団体も、ZOOMに参加できない人は今日のような形でその場所、会場に参加する形でやっていただきたいと思います。蔓延防止や緊急事態宣言が出ていないにもかかわらず文書会議となっているので、それはやめてほしいと思います。

(石渡代表)

事務局からご回答をお願いします。

(事務局：竹原主任)

他の部会の皆様からも、できれば対面がいいです、とか、ZOOM開催がいい。というご意見をいただいておりますので、今年度につきましては書面開催となって

しまして申し訳ありませんが、来年度の開催につきましては、ZOOMなども踏まえて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(石渡代表)

今、村松委員が手を挙げてくださっていました。どうぞ。

(村松委員)

相談支援部会について、前回の総合支援協議会の中で、介護保険を迎える障がい者についても、セルフプラン率を下げることが大事だと言われていますが、障がい福祉サービスの利用計画を立てる際、介護保険併用利用者について、ケアマネージャーからの情報のみではなく、障がい特性や個別性にもとづいたセルフプランからの情報も配慮を要するという点についての話し合いというのは、この相談支援部会の中では、一切なかったのでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

相談支援部会の中で介護保険の対象の方のことについて、というところよろしいですか。

(村松委員)

はい。セルフプラン率の問題は、ずっと課題になっていましたが、この中で、前回の3回目、私から総合支援協議会の中で、65歳を迎えた介護保険併用利用者についての情報をケアマネージャーからだけでなく、セルフプラン等を提出してきた障がい当事者からも情報収集をしていただきたいというご意見を申し上げて、課内での共有をきちっと図ってください、と要望しました。その辺についての確認というのは、相談支援部会の中での話題の中では出てこなかったのでしょうか、という質問です。

(事務局：鎌田主査)

課内については周知をさせていただいておりますが、相談支援部会での話題提供はできていないです。ただ、議事録等を通じて、その点の発言等は載っておりますので、確認できるような状況にはなっております。今、お話がありましたので、情報提供という形で、年度明けになってしまいますが、そこについてはお伝えしていきたいと考えます。

(向井委員)

はい。よろしくお願いいたします。

(石渡代表)

今、村松委員からありましたことについては、相談支援部会に改めてご報告をいただくということで、この議題の報告事項については以上とさせていただきます。それでは、4番目の協議事項、相談支援に関する事、ということで、資料3について、事務局からご説明をいただきます。

(事務局：鎌田主査)

資料3について、前回会議や相談支援部会の方々などから、ご意見をいただきまして、いくつか修正をしました。体制図の構造に大きな変化はございませんので、主な変更点をお伝えしていきます。それでは、一つ目に、右上の「障がいに起因す

る」という言葉で始まる囲みの部分をご覧ください。相談は日常生活についてばかりではない、ということから、「緊急時や災害に対する不安」という文言を追加しております。続きまして、一次相談の部分をご覧ください。当事者を中心とする相談者が相談した場合、相談支援事業所ばかりが相談先ではない、というお話もあり、一次相談に各サービス提供事業所という文言を付け加えました。続きまして、階段状になっている一次相談から三次相談までの部分をご覧ください。以前の図において一次相談から三次相談に位置づけられていた事業所等については、枠のすぐ右側に記載しておりました、一次相談から三次相談の段階ごとの相談支援のサイクルです。そこを明確にするという意味も込めまして、枠の中に相談支援事業所等を入れることとしております。続きまして、体制図全体を通じてですけれども、ここは、図中の矢印のところですが、以前、矢印を引いていた部分がありましたが、矢印の意味を明確にするため、相談や支援、また情報提供など、そういったものを載せるようにしたかったのですが、すみません。資料が古いようなので、後でもう一度差し替えて皆さんにはお送りしようと思っております。体制図そのものについては以上です。続きまして、下段の各相談支援事業所等の主な機能と役割について、お伝えをします。まず、委託の総合相談、専門相談、基幹相談事業所について、主な機能について、「具体性が欠ける」との観点から、次のように変更しております。まず、総合相談の欄をご覧ください。以前の資料では、主な機能をワンストップ機能としておりましたが、ワンストップ機能と、ケースにおける連携体制整備・情報発信としております。続きまして、委託専門相談の事業所の欄をご覧ください。以前の資料では、主な役割はスーパーバイズ機能としておりましたが、専門領域における連携体制整備、情報発信等としております。続きまして、基幹相談支援センターの欄をご覧ください。以前は、主な機能をスーパーバイズ機能としておりましたが、相談支援体制の整備、社会資源の開発等としております。また、基幹相談に関しましては、主な役割につきまして、困難ケースに対する事業所支援・人材育成支援としておりましたが、支援者の視点で「表現が強いのでないか」というご意見がありましたので、複合的な課題を抱えるケースに対する事業所支援・人材支援という表現を変えております。以上、相談支援部会を含めました、総合支援協議会の委員の方々のご意見を反映した内容といたしました。

前回会議におきまして、「市民向けに分かりやすいものを作成したほうがよい」というご意見も出ておりました。この件については、来年度の相談支援部会において作成していく予定としております。

最後に、参考資料として、第3回藤沢市総合支援協議会における、都築委員からのご意見と、ご質問に対する事務局の回答をお送りしております。この相談に関わっている内容になっておりましたので、併せてご報告をさせていただき、皆さまにご確認いただければと思います。資料3については、本協議会における共通理解のツールとして、年度明けから活用してまいりたいと考えておりますので、本日の定例会においてご承認いただきますよう、お願いいたします。

(石渡代表)

今のご説明について、ご質問やご意見はございますか。それでは、矢印のところの説明は、さらに修正をされているということですが、大きな変更点については、問題ないかと思っておりますので、今のご説明について、この協議会として承認をしていただくということでもよろしいでしょうか。はい。これにつきましては、資料の3を承認していただきまして、次年度から実践に進んでいただくということをお願いいたします。

(休憩)

(石渡代表)

それでは、再開いたします。次の議題に関わる福祉手当の見直しについて、事務局から説明をしていただきます。

(事務局：相澤補佐)

まず、行財政改革の見直し検討対象事業について説明いたします。皆さま、行財政改革の見直しという表現をお聞きになりますと、事業の廃止や削減をするイメージを持たれるかもしれませんが、これからご説明する事業は、いずれも障がい者福祉の施策が主に施設入所が中心であった、昭和の時代にスタートした事業ばかりです。現在の総合支援法の考え方やニーズに合うように、障がい福祉施策の全体像を見ながらスクラップアンドビルドをするために見直しをする、ということになります。併せて、本市の今の実情としましては、人口増加がもうしばらく続きますが、一方で高齢化の進展により、生産年齢人口の減少もあり、税収が減っていくという現状がございますので、限られた財源で持続可能な事業として継続していく、というようなことも視点としては必要なことであると考え、3事業についての具体的な検討内容と今後の方向性について、お話をさせていただきたいと思っております。市として、今後決定をしていくために、皆さまからの今日のご説明に対するご意見をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料4-1をご覧ください。藤沢市障がい者福祉手当の見直しについて、ご説明いたします。まず、事業の概要ですが、こちらは、重度又は中度の障がい者の生活の安定と福祉の増進を図るため、障がい者に月額4,000円を年2回支給する、というものになっています。対象の方は、市内に居住する20歳未満の方、又は個人市県民税が課税されていない20歳以上65歳未満の方で次のいずれかに該当する方が対象となります。事業開始は昭和43年となりまして、受給者数が6,802人。事業費が2億8,400万程度となっております。これの財源構成は、全て皆様の財源等からいただいている、一般財源からとなっております。どこからも歳入は入ってこない状況になります。その下が、これまでの事業の変遷になりますが、簡単に説明しますと、昭和43年には、最初に障がい児に対して月額1,200円を支給するというように開始しています。その後、昭和48年に対象を障がい者にも拡大し、当時は手当月額が児と者で差がありましたが、その後、昭和50年に支給額を一律2,000円にして、平成2年に今の金額に統一されてい

ます。大きなその後の変化としては、平成18年に、これまでの3障がい共通の福祉サービスということで、精神障がい1・2級の方を対象としていることと、新たな介護保険制度の充実により高齢者施策が円滑に提供されていること等に鑑み、対象から除外しております。次に、近隣市町の状況です。こちら、表2をご覧くださいますと、一番左が藤沢市となっておりますが、右に左から横須賀から綾瀬まで並んでいますが、手当額が高いほうから低い順に右に並べていくような形で表しています。年齢制限や対象、所得制限、多少差がございますが、大きなところと近隣市町では、横浜市と寒川町に同制度はございません。藤沢市では、先ほどお話したとおり、金額の変遷や対象の拡大などがありましたが、現在の支給額も近隣市町と比較すると高めとなっております。続いて、現状と課題です。介護保険制度が充実されたということで、平成18年に、10月1日に条例改正を行いまして、65歳以上の新規申請を受け付けないことといたしました。ただし、その時点で65歳より前から支給されている対象者の方につきましては、経過措置といたしまして、65歳以降も受給を継続することとしており、この経過措置が現在もまだ生きていて、平成18年から10年以上経過しております。ですので、65歳になる前に支給認定された対象の方については、現在も引き続き支給を受けている不公平感が課題となっております。受給者の現状は、図1をご覧くださいとわかるとおり、年々増加傾向にあります。対象者の割合ということで、こちら、図2をご覧ください。左上の65歳以上の支給者1,498人、ここが22%となっていて、その隣の65歳以上の停止者63人、1%ということで、この22と1を足して23%の方が経過措置の対象者。今受給している方の経過措置対象者ということになります。現在は経過措置の対象ではない方が、当該手当を受給していない方のうち、受給対象となる障がい等級あるいは同程度の障がい者で市町村民税が課税されていない方が2,836人であり、経過措置の対象者の約2倍いることがわかります。

見直しの必要性です。「障がい者総合支援法」の施行により、障がい福祉サービスを提供する体制が制度化され、今日に至るまでの法改正の結果、障がい福祉サービスが充実し、利用実績も年々増加傾向となっております。今後さらに障がい福祉サービスの向上を図るため、「個別給付事業」を見直す必要があるということになります。これまでに計画検討委員会や総合支援協議会でいただいたご意見ですが、令和元年度には、先ほど表でいただいた他市の状況等と比較し、平均に近い、平均よりやや下になりますが、「半額にしてみてもは」というご意見をいただいています。その時にいただいたご意見では、「近隣市と比べ高いから支給額を下げるといったことは、将来に不安のある当事者や会議などではとても言えないことであり、当事者の意見を丁寧に聞きながら暮らしへの影響を検証すべきである」、「当初の目的を達成できているかどうかを検証し、受給者に納得いただける根拠を持って見直しできればよいのではないか」というようなご意見をいただいています。また、「親の支援がなくなった場合には4,000円であることの意義は大きい」というご意見もいただきました。令和2年度は、総合支援協議会、計画検討委員会どちらも計画の見直しの年であったことから、特段報告や議題としては上げておりません

が、令和3年度、前回お話をさせていただいた時には、特にご意見をいただいております。こういったことを踏まえて、今後の方向性、4,000円の手当の方向性として、(案)1 手当月額を減額する、(案)2 手当月額の減額と経過措置を廃止する、(案)3 経過措置を廃止する、(案)4 現状維持、の4案を挙げておりますが、令和元年度に手当月額の減額案をお示ししましたが、これまでにいただいたご意見や社会情勢等を踏まえて検討した結果、手当月額については現時点で変更せず、公平性の担保を図るという意味で、平成18年から続く経過措置を廃止することとし、65歳以上の対象者を一律支給対象外とする方向性で見直しを進めていきたい、ということで(案)3経過措置を廃止する、ということ進めてまいりたいと考えております。

(村松委員)

この65歳問題というのは、前回の第3回の協議会でも出ていることで、新城委員から「65歳以上を対象外とする合理的な説明をしてください」という質問があったのに対し、明確な根拠は出ていなかったと思います。今回、初めてそれらしきものが出てきて、介護保険制度の充実があるため65歳以上の新規受付をしないことを、平成18年の10月1日の条例改正により、ということが出てきております。そうすると、“介護保険制度の充実によって“ということが一つの根拠になっている訳ですが、この当時の介護保険制度の充実と言われていることと、現状の介護保険と評価を同じようにしているということになりますが、それでよろしいでしょうか。

(石渡代表)

介護保険、この経過措置が始まったころと今の介護保険の状況とをどう評価するか、というご質問という理解でよろしかったでしょうか。

(村松委員)

はい。介護保険の中身が、時代とともに変わってきていますが、この当時の介護保険と現状では、変わらないという評価をしているのか、もっと当事者にとって良くなっていると、利用しやすいようになっていると考えられているのか、その評価をお聞きしたい、というのが質問です。

(石渡代表)

事務局としての評価ですね。どなたかお答えいただけますでしょうか。

(事務局：相澤補佐)

介護保険について、平成18年と今のものの比較を、障がい者支援課の立場において具体的に議論するというのはこれまでそれほど無いということが実情ですが、平成18年に制度がスタートしてから介護保険が充実してきているというところで、経過措置を設けて、65歳以上の新規申請を受け付けないこととした、ということで、その条例改正をしたときに、したことで受けられない方が2,800人いるので、1,400人の方が受け続けていて、受けたいけれども受けられない方が倍いるということの不公平感を無くすという視点で今回の提案としております。

(村松委員)

評価をしてないという上で、ここでは現状の把握として評価しているということですね。その上で、ここはもう外すというような文脈になっているので、その辺が今の話だとよくわからない、というのが感想です。きちんと評価された上でならまだわかりますが、よくわからないままに今まで受給されていた人たちが受給できなくなるという事態を招くわけですから、これはきちんとした説明が必要だと思います。我々素人が考えても、介護保険の1割であった負担が2割、3割というような状況も生まれてきているわけです。もしかしたら、1割ではなく2割になっていくのではないかと、というようなことも議論されているわけです。その中、介護保険がさらに充実していくということであれば、この問題というのは、なるほど、ということがあるわけですが、それが、あまり良い方向に向いていないという中で、外していくというのは、理にかなってないのではないかとというのが私の意見です。

(事務局：相澤補佐)

冒頭に少し、見直しについてご説明しましたが、その中で、障がい施策全体でというところでお話をして、確かに65歳以上の方は介護保険の制度を優先的にご利用になられて、その後、障がい者のサービスをご利用になる、という実態があるというも把握はしておりますが、ただ、確かに自己負担分が増えているというところで、現物給付という形で、お金を支給するというような形の障がい者施策というのが、制度が開始した当初から続く非常に古いものですから、今もその形で良いのか、という形で見直しを続けてきた結果、受けられていない人と受けられている人との不公平を無くしたいので、その時点で65歳以上の方の新規申請は受け付けないこととする、と定めていて、それを経過措置として付則で残していて、今も受け続けている一部の方たちだけがいて、受けられていない人の人数の方が多い、というところを解消したい、という意図でございます。こちらでも、最終的に決定をしていく際に、ただ、この方向性で行かせていただきたいと今日お示ししたことに対して、いただいたご意見は、こちらでも受け止めて、皆様に納得していただけるような説明をできるようにしてまいりたいと考えております。

(石渡代表)

今の村松委員のご意見については、また事務局でもご検討していただいて、ということですので、村松委員、よろしいでしょうか。

(村松委員)

はい。丁寧な説明がやはり必要だと思うので、そこのところはご配慮お願いしたい、ということで要望しておきます。

(石渡代表)

他に、この福祉手当の見直しに関してご意見ございますか。それでは、今4つの案をいただいて、事務局としては、経過措置の廃止という(案)3の方向を考えたい、ということでしたが、今、村松委員からご質問もいただきましたので、この辺りについてもう少し情報をいただいて、今後さらに検討させていただけたらと思います。よろしいですか。

(事務局：相澤補佐)

はい。市としては、この方向でやっていきたい。それにあたっては、丁寧な説明が必要ということでもよろしいでしょうか。ご意見ありがとうございます。

(石渡代表)

それでは、次の資料4-2に移ります。重度心身障がい者介護手当の見直しということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局：相澤補佐)

資料4-2の藤沢市重度心身障がい者介護手当の見直しについてです。まず、事業の概要ですが、こちらは、重度の心身障がい児者の福祉の増進を図る目的で、日常生活において、常時介護を必要とする重度の障がい児者の介護を在宅で行っている介護者に月額7,000円の手当を年2回支給する、となっています。対象者は、市内に居住する4歳以上65歳未満の障がい児者で介護保険のサービスを利用していない者のうち、次のいずれかに該当する障がい児者を介護している方となります。こちらの事業も、事業開始が古く、昭和50年となっています。受給者数は252人で、事業費は20,755千円となっております。財源構成は、こちらの制度も皆様からの税収100%賄われているものです。事業のこれまでの変遷ですが、こちらは、昭和50年に開始してからその後2回、今の7,000円に引き上げてまいりましたが、平成18年の4月1日に65歳以上の障がい者については、介護保険制度の充実により高齢者施策が円滑に提供されていること等に鑑み対象から外れております。次に近隣市町の事業概要ですが、表1をご覧くださいますと、一番上の座間市が年額10万円ということですが、実利用人数が今は0人ということで、制度のみ存続しているという実情がございます。藤沢市は、一番下に記載がありますが、年額でございましたと、座間市の次に高いということになります。こちらで、サービスでの利用制限等をしているのが座間市と厚木市で、藤沢市では、そういったサービス利用についての制限を設けてはおりません。それ以外の条件と要件を満たしていれば、手当を支給するという状況です。

次に現状と課題ということで、介護手当の対象者数です。ご覧いただいでわかるとおり平成27年から令和2年まで、ほぼ250人台をずっと推移していて横ばいになっています。次に、介護手当対象者の障がい福祉サービス利用状況についてご説明いたします。障がい福祉サービス全体のメニューが、この制度が開始した頃と比べると増加しておりますが、主に対象者が利用しているサービスというのはあまり変化がない、ということが調査の結果わかりました。対象者全体に占める割合にも、あまり大きな変化は見られませんが、障がい福祉サービスの申請・利用がない対象者も一定いらっしゃいます。一番表の下です。サービス申請なしということで、これは、平成21年と令和3年の2か年を示していますが、一定数いらっしゃいます。この方々に、サービス利用の申請を促すためにチラシを何度か郵送しておりますが、利用に結び付いていない、という実態がございます。このことから、介護者の負担軽減に直結する障がい福祉サービスの充実が図られているということはいきれないという実情があると考えております。主に利用しているものは、生活介護・短期入所・居宅介護。お子さんですと放デイ・移動支援・行動援護・訪問入

浴・重度訪問というような形になっています。一方で、この手当の要件を満たしつつ手当を受給している方がいらっしゃる一方で、短期入所などをその要件を満たす形でご利用になられていて、要は、手当の支給要件を考慮し、調整してサービスを利用している方がいるのも実情です。次に、入所施設とグループホームについてですが、表3は、県内の入所施設の推移で、増えておりますが、その下の実際に市内の3か所の重症心身障がい者の入所施設については、定員を満たしており、空きがないことからなかなか入所できない、という現状がございます。近年増加している、障がい児者の地域での生活の場としてのグループホームについては、図2のとおり、平成27年から、定員数もグループホームの数も倍増している、という状況でございます。ただし、重度心身障がい児者に対応する医療型短期入所施設等が不足しているため、在宅介護の負担軽減には結びついていないという状況だと認識しております。課題を整理いたしますと、次の5つの課題が見えてまいりました。

- ① 全くサービスを利用していない方が一定数いらっしゃるということ。
- ② 福祉サービスのメニューが対象者のニーズに対応しきれていないということ。
- ③ 湘南東部障がい福祉圏域内への重度心身障がい者入所施設の施設整備について、継続して要望があり、手当廃止には納得を得られないということ。
- ④ 医療型短期入所施設等の整備が不足していること。
- ⑤ 国や県の方針・県の障がい福祉計画において、施設入所者を地域生活へ移行するためのグループホーム、一般住宅等への移行を推進し、現状では官公庁のみによる入所施設整備は難しいという実情があります。

これまでの計画検討委員会や総合支援協議会への説明といただいたご意見では、令和元年度には、「制度やサービスが充実してきているため見直してもよいと思う」

「見直しが不利益にならないよう、実際の声を聴いてほしい」「サービスが充実してきたのでなくてもいい」などのご意見をいただいております。今年度は「親なきあとの障がい者を受け入れる仕組みなど代替措置も含めた検討をしてほしい」などのご意見が寄せられております。最終的に見直しについてですが、4番の見直しについて、自立支援法が施行されて以降、サービスの充実をしていくということで、こういったサービスが充実してきたことを廃止の条件としながら、湘南東部障がい福祉圏域内に重度心身障がい者の入所施設整備が実現していないことを理由に、見直しについて検討を継続してきた、という経緯がございます。しかしながら、個人の障がい特性に即した障がい福祉サービスの提供と同時に、障がい者の地域移行を進める「障がい者総合支援法」の考え方のもとでは、本事業は非常に有効な施策ではないか、と捉えて、今後の方向性としましては、(案)1、湘南東部障がい福祉圏域内への施設整備に伴い廃止する。(案)2、障がい福祉サービス利用者を対象から外す。(案)3、手当月額を減額する、といったことをこれまでも検討してまいりましたが、(案)4 現状維持です。ただし、制度を継続しますが、重症心身障がい者の施設整備とは切り離して考えるものの、このまま継続していく、という案にたどり着きました。介護手当が、今の障がい者総合支援法の考えのもとでは、非常に有効な施策であるので、継続するのが望ましいと考えますが、ただし、

湘南東部障がい福祉圏域内への重度心身障がい者入所施設整備については、介護手当と切り離して、介護者の高齢化等に伴う、親なきあとの障がい者の生活の場の確保については、別の課題として取り組んでいくこととしたい。というものです。

(石渡代表)

この件について、ご質問・ご意見おありの委員の方、お願いしたいと思います。

(村松委員)

よく分からなかったところは、総合支援法の文脈で、「総合支援法のもとでは、有効な施策である」というところが理解できないことが一つと、これは市単独事業になっていますが、前の4-1も市の単独事業で、障がい者福祉手当の見直しについての評価も、見直しの必要性として、市単独事業である個別給付事業を見直す必要がある、ということで、市の単独事業であるから見直す必要があるということであれば、その点でいえばこれも該当するということになります。ですので、そこはなぜ、そちらにはそう明記されていて、こちらには明記がないのか、説明が必要です。ここも制度の問題として、例えば、廃止される側から見れば、同じ市単事業なのにどうして廃止されてしまうのかを考えると、先ほどの市単事業であるということについては、先ほどの説明からは取り除かないと、今説明されたほうも該当しますので、その整合性はどのように考えているのでしょうか。質問です。

(事務局：相澤補佐)

一つ目の総合支援法の考え方のもものでは、ということについては、障がい者の生活の場について、昭和の時代は施設入所が中心の障がい者の施策だったところから、今は、自立支援法以降ですが、施設入所も措置という扱いから、契約に切り替わり、それぞれの、一人ひとりの障がいの特性に合わせた形で地域生活を続けることができるような、サービスを充実させ、提供して、一人ひとりの状況に合った、より即した形が障がい者の施策の在り方として今は進められてきていて、さらに今後もまた、より良い形というところをめざしている途中だと思います。そういった意味では、見直しがスタートした当初、先ほどの“市単は市の100%財源持ち出しだから”ということで、実は、行財政改革の見直しというのは、そういった市単独の事業というものをもう一度市全体として見直すべきだ、ということで始まっているものでもあるため、この表現が残っているというところが実情ですが、村松委員がおっしゃったとおり、市単事業だから見直す、ということではなく、「障がい者の総合的な福祉施策在り方として、全体としてどうなのか」ということで捉えたときに、「今はこの形がよいのでは」ということで最終的にたどり着いたのがこの手当になっています。説明の仕方として、市単であるというところは必要のないのでは、という説明に関するご意見を踏まえ検討してまいりたいと思います。

(村松委員)

はい。なぜ今のご意見したかということ、市単事業ではありませんが、例えば訪問系のサービスで、組み立てが国と県と市と負担をそれぞれ分け合って、さらにそれを超過するような重度の方については、市で単独でやる必要があるという部分もあるかと思います。重度訪問介護の例えば、国庫負担基準よりも上に使わなけ

ればならないような最重度の方については、市の部分でお願いしなくてはならない部分は結構あります。だから、市の単独だからこれは切るとか無くしていくというような思想はやめていただきたい、というのが基本的な考え方なので、先ほども申し上げていた“市単だからやめる”という考え方については、もっと総合的な捉え方で、表現としてはやめていただきたいと思っております。

(事務局：相澤補佐)

説明の仕方につきましては、“市の単独事業だから”ということではないように説明を進めて行きたいと思えます。

(石渡代表)

他にご意見おありの委員の方はどうぞ。

(齊藤委員)

先ほどからこの見直しの事業についての「丁寧な説明をします」というご回答いただいておりますが、市民の方や直接の対象者の方に対してどのような機会や形で丁寧に説明する機会があるのか、その辺の今後のスケジュールについて、これがいつ頃見直しになるのかを、タイムスケジュールも含めてお伺いしたいと思えます。

(石渡代表)

お願いいたします。

(事務局：相澤補佐)

先日もその点についてはご質問いただいた点かと思えますが、今の介護手当につきましても、現状維持となっておりますが、説明の機会というと、受給者の方に対してと、それ以外の市民の方たちに向けてと、色々な場面があるかと思うのですが、どちらも、見直し検討対象事業になりますので、行革等の特別委員会で今後の具体的なスケジュールを示していく、ということになるかと思えます。今の段階で考えているスケジュール案というのが、先ほど、平成18年、市の手当ても、今後もう少し具体的なものを示していきたいと思うのですが、説明の機会は、主に議会の中でということになるかと思えます。市の手当てについては、市の条例で定められているので、この条例を改正するという事にならないと制度を改正できないのですが、実施していくとしても、条例改正は、議会案件なので、令和4年度の議会で議論を進めていくということになるかと思えますので、そちらで、また、こちらの総合支援協議会ですとか計画検討委員会では、今後の具体的なスケジュールをお示ししていきたいと思っております。また、市の手当てについては、直接当事者になられる方もいらっしゃいますので、条例の改正が済んだ後に周知をしていく、という流れになるかと思えます。具体的なスケジュールは、今後お示ししたいと考えております。

(齊藤委員)

そうすると、もうこれが全部、案が固まって決定した後に周知されることになるわけですか。

(事務局：相澤補佐)

はい。

(齊藤委員)

そうすると、当事者の方の意見を聞くという場面は無いのか、質問です。

(事務局：相澤補佐)

そうですね。

(石渡代表)

決定する前に、当事者の方の意見を聞く機会というのがあるかどうか、ということですね。

(事務局：相澤補佐)

これは非常に難しく、市の手当に関しますと、こちらのほうが現状とは異なる形で、経過措置を廃止する、という案で進める場合には、今、受けていない方たちのご意見も必要だと思います。これらは、日々、窓口で、私ども障がい者支援課では、ご承知のとおり、お客様が毎日100人以上、コロナ禍でもいらっしゃるというような実情がございまして、それぞれの担当者が日々色々な皆様からご意見を伺っている、という実情があります。そういった意味では、“手当が受けられないのか”“等のご意見も窓口でいただいている状態であると認識しております。ですので、これについて、広く意見を求めます、というような機会については、今後のスケジュールで現時点では考えておりませんが、受給されている方たちには、どこかで通知をするということにはなるとは思いますが、そのタイミングについては、今後調整をしていきたいと考えております。

(石渡代表)

確認ですが、今受けていない方についての説明については考えているということでしょうか。

(事務局：相澤補佐)

今私が申し上げたのは市の手当についてで、この介護手当については、先日計画検討委員会で、「この介護手当は受けているが、サービスを利用していない方たちにはアウトリーチをしたらどうか」というような話がございました。そちらは、今後対応していきたいところではございますが、先ほどの経過措置の人数が多くなっているのです、そちらの話をしてしまいました。分かりづらくて申し訳ありません。

(齊藤委員)

当事者の方に直接説明をする機会がなく、総合支援協議会などで委員の意見を聞くということが、我々が市民の代表のような形で我々の意見を使っていただくのは少し違うという気もしているのです、そのあたりもどうでしょうか。今度、計画の見直しなどでも、当事者団体へのヒアリングがあると思いますが、そういう機会だけではないと思いますが、そういう機会も含めて、当事者の方の意見交換はしておかなければいけないと思っております。現時点でそのようなお考えはございますか。

(事務局：相澤補佐)

まずは一歩ずつ進んでいきたいと考えていて、これは、皆さまご存じのとおり長期にわたって行革見直しということで、見直し検討対象事業のままであります。ようやくここで、一定の方向性をお示しするところに至り、今後具体的なスケジュ

ールも含めてどのように進めて行くかということを含めていきたいと考えています。ですので、そういった場でのご意見をいただくこと、福祉団体連絡会などでは説明をさせていただくことができると思いますので、そのように考えております。

(事務局：松野主幹)

今、事務局からご説明した案件につきまして、補足です。まず、今回の各制度の改正につきましては、藤沢市の行財政改革の見直し検討事業、33事業ございまして、その中で福祉部門では4事業ございます。それについて、今、計画検討委員会や総合支援協議会で委員の皆様にご意見等をお伺いしているところでございます。これ以外にも、やはり当事者団体の皆様や、福祉団体の皆様から、藤沢市長宛ての要望書をいただいております。その要望者の中にも、やはり、この、見直し検討対象事業のご意見もいただいておりますので、それにつきましては、要望書に回答する形と、回答の時に、ただ書類を郵送するというのではなく、意見交換の場を設けて、そこでご説明をさせていただくことも現在行っている状況です。あとは、先ほど事務局から申し上げましたとおり、やはり窓口で受け付けをする際に、一般の方からのご意見やご要望もお伺いしておりますので、そちらを総合的に市で判断をさせていただいた上で、あくまでも決定としましては市の判断という形でさせていただきたいと思っております。その判断をするにあたりまして、皆様から少しでも多くご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(村松委員)

今のご説明のとおりで結構だと思いますが、丁寧な説明と先ほど言ったのは、決めてから丁寧な説明という意味では全然ありませんので、齊藤委員がおっしゃったように、決める前に、特に当事者に対しての丁寧な説明というのは市の責任ではないでしょうか。

(石渡代表)

大事なご指摘をありがとうございます。他に何か、この重度の手当についてございますか。そうしましたら、もう一つ、資料の4-3で、医療費助成の見直しについてのご説明をお願いいたします。

(事務局：相澤補佐)

障がい者等医療費助成の見直しについてということで、概要からご説明いたします。障がい者等の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成することで、障がい者の方の経済的負担を軽減し、保健の向上や福祉の増進を図る、という目的です。事業開始は、昭和47年7月1日で、受給者数が12,076人となっています。事業費についてなんですけれども、年間17億6千万程度の事業費がかかっており、このうち、特定財源といわれる歳入では、県の補助金や高額療養費等様々なものが含まれておりますが、歳入があって、それを除く一般財源が約13億1千万というようになっています。対象者については、表1をご覧くださいまして、こちら、一番左が藤沢市となっています。藤沢市は、身体障がい者の1級から4級、療育の、と対象の等級が示されていますが、所得制限・年齢制限・一部負担金なしということで、神奈川県から寒川町まで右のほうに近隣の状況を表していています。下の

所得制限や年齢制限・一部負担金については、それぞれ状況が違うので藤沢と同じところだけ青く色塗りをしています。少し資料をお戻りいただきまして、これまでの事業の変遷ですけれども、昭和47年に事業を開始して、48年に神奈川県がこれに対して補助金を支出していただけるようになっていきます。平成10年に老人医療費助成の対象だった65歳以上の障がい者とねたきりの方をこの医療証の対象にしています。平成14年に精神の1～2級を対象としておりまして、その後、皆様ご承知のとおり平成20年の10月に神奈川県が補助金の交付要綱を見直して、年齢制限と一部負担金を導入し、翌年所得制限を導入しています。現在は精神1級の通院を神奈川県が補助金の対象に加えているという状況になっています。次のページの現状と課題です。これは、冒頭申し上げた人口増加と高齢化の進展により、受給者数の増加傾向に伴う本事業の扶助費の支出が増加しています。将来的な生産年齢人口の減少により、大幅な税収増加が見込めない状況ですが、その中、県の補助金の要綱の見直しがあり、補助金額が減少して、その後、補助金額は横ばいで推移をしています。税収からなる一般財源が徐々に徐々にそれによって増えているという状況でございますが、本事業は障がい者にとって大変重要な施策であることから、今後も安定的に事業を継続して持続可能なものとしていきたいということでの課題がございます。受給者数は、図1をご覧くださいますと徐々に増えているというのがお分かりいただけるかと思います。資料で青く表示する部分は、補助金の対象外の方となっています。補助金の対象となる受給者は、全体の人数が増えている一方で減少しているというのがこのグラフでわかるところです。

次に、扶助費の、この事業に対する経費について、平成27年が一番左で、令和2年の決算と比較して、6,600万円ほど、5年前と比べると事業費が増えています。折れ線グラフの実線から上が一般財源となっていて、県の補助金対象者には市の負担分も半分含まれているので令和2年の決算額では12億9千万となっていて、平成27年と比較すると1億2千万円ほど増加しているということになっています。

見直しの必要性ですが、本事業は障がい者の経済的負担を軽減し、保険の向上と福祉の増進を図るという目的で非常に重要な事業であることから、将来にわたり安定して継続していくために支出を抑制する見直し、ということで、平成30年度から行財政改革2020の見直し検討対象事業となっていました。計画検討委員会ですとか総合支援協議会へのこれまでの説明といただいたご意見ですが、「現状のまま継続してほしい」というご意見が令和元年度には多数寄せられておりました。また、事業費の増加を理由とする見直しについても反対意見が寄せられておりました。「本事業の受給者ではない市民からも理解を得られるよう、公平・公正な事業とする見直しが必要である」というご意見や、「ALSなど高齢で発症する疾病に伴う障がいもあり、年齢制限の導入は断固反対する」というご意見もございました。ここで、5番のこれまでの検討経過ということで、今年度の取組についてご説明をさせていただきますが、併給促進というものです。これについては、現状の制度のまま、市の負担を抑制する方法について見直しを検討したところ、この事業と

は別のもので、公費負担医療制度の自立支援医療（更生医療）というものがあ
りまして、これは国の制度になりますが、これと併給可能な方が一定数いら
っしゃることが分かりました。この併給が進みますと、支出抑制を期待でき
ることが分かりました。今年度からは、窓口の案内に加えまして、11月か
らは医療機関にもご協力いただき、案内チラシの配布をしていただい
て、より多くの方に自立支援医療（更生医療）というのを受けていただ
きたいということで依頼をしております。今後の方向性については（案）
が4つございますが、方向性が定められていないため、4つ並列で並べて
います。これまで検討してきた、意見をいただいたものも含めて入って
おりますが、これまで2つの事業と比べて、現状維持というものがな
いのですが、（案）2の他の公費負担医療制度との併給を促進する、とい
うのが現状維持と同じというように捉えていただけたらと思います。その
理由としては、今年度から障がい者医療の担当である課と障がい福祉課が
一つになって障がい者支援課となりました。既に4月から取組を始めて
いるので、（案）2が併給促進に取り組んでいる、ということで現状維
持と同じと説明しているところです。

（案）1は、所得制限。県の補助金と同基準の導入と他の公費負担医療
制度との併給を促進する、というものです。（案）2は、他の公費負担医
療制度との併給を促進する（案）3は、対象者を縮小する（県・他市を参
考とする）。具体的なことは定めてはいません。（案）4は、年齢制限。
これは断固反対というご意見もいただいておりますが、県の補助金と同
基準を導入する、ということで、これまでもご意見をいただいていた
ので、案の中には含めています。ご意見をいただけたらと思
います。

（石渡代表）

医療費助成について、ご説明をいただきましたが、委員の皆様、ご
意見等おありでしたら挙手をお願いしたいと思います。

（村松委員）

制度の継続性というのはとても重要だと思うというお話だったので、
非常に安堵しております。（案）2の他の公費負担医療制度との併給を
促進する、というのに私は賛成です。理由としては、市の財政を抑制
するだけではない理由が一つありまして、例えば難病医療制度は国の
制度ですが、あるいは、難病の子どもたちの医療制度があります。そ
の制度を使わずに子ども医療を使うということも聞いていますし、医
療機関で併用すると煩雑だということで、全部市の制度を使うところ
もあると聞いております。そうすると市の負担が非常に大きくなって
くることになるので、やはり、国の制度を優先的に使った上で市の
制度を使うというような手順ということが、いろんな意味でも、病
気の場合だったら、病気の把握や研究把握といった話についても、
難病なら難病医療費助成制度を使うことによって、難病の治療研
究の部分で非常に重要になってくるということもあるので、全て市の
制度で済ましてしまうということは、非常に、国民全体的な利益から
言ってもあまりよくないと私は思っていますので、（案）2に賛成を
私はしています。

（石渡代表）

西岡委員。今手を挙げていただきましたので、お願いいたします。

(西岡委員)

他の公費負担医療制度との併給というところで、私自身も難病で申請できる状況ですが、難病の申請について病院で相談した際に、市の医療費の助成があれば、国の申請をするにあたって、診断書などの手数料がかかってしまうので、患者さん本人に対するメリットというのは、金額面では、その診断書の分がマイナスになってしまうというところがあると伺ったことがあります。しかし、市の財政負担が軽くなるというお話もありましたが、市役所に伺った際に、あまり細かく難病の医療費制度というところで積極的に活用お願いします、というようなお話を伺ったことはこれまであまりなく、こういった申請もできるというところをお勧めいただくとよいと思っています。で、申請にあたっては保健所に申請に行くようになると思いますので、保健所とも市役所で連携いただき、メリットというところ、あとは、市の医療費負担について、というようなところも市民の理解が得られるように積極的に説明されるとよいと思います。

(事務局：相澤補佐)

村松委員、西岡委員、ありがとうございます。説明が不足しておりましたけれども、この自立支援医療というのは、精神通院と更生医療と言って、主に身体の部分と二種類がございます。身体の方は、どちらかというところ、限られた疾病と、その中でも限られた治療ということになりますが、初回の申請には、診断書が有料で必要になるというところが課題です。今、非常にありがたいご意見を頂戴しましたけれども、確かに、医療機関でもご説明があるとおり、ご本人の負担そのものは、マル障があると変わらないと思いますが、自己負担分が少しでも国の制度で軽減されていると、その軽減された部分を、こちらで除く、そうですね。自己負担分を支出するので、軽減されている部分以外のところをこちらで見えていく、ということになりますから、少しずつの皆様からのご協力で、支出を抑制して継続していくということが可能になるとこちらも捉えております。今後、どのような形で周知をしていくかというのは、医療機関と保健所での説明があまりない、ということもお伺いしましたので、連携を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

(石渡代表)

新城委員、手を挙げてくださっています。どうぞ。

(新城委員)

まず、4番の案については、絶対に反対します。その理由ですが、先ほどの福祉手当のことなどではっきりしましたが、4番は、不公平な状態を行政が自ら作って、場合によっては後になって不公平だから削除します、ということになりかねないものです。目的はとにかく支出を減らすこと。障がい者がどれだけ生活の中で医療費を大きく負担しているかということを見ないで、場合によっては財政支出をいかに抑制するかといった今の議論のために、行政が自ら不公平な状態を作り、そして、不公平だからみんなカットしていくということは絶対に納得できません。ということで、絶対にこれは容認できないということを表明したいと思います。

(石渡代表)

他に何かこの医療費関連でご意見おありの委員の方、いらっしゃいますか。はい。それでは、全体を通した議論について、何かございますか。

(伏見委員)

事務局から先ほど昭和43年、かなり古く制定された法律であるという説明があって、それが何を意味するかというと、当時、特に障がい施策は、サービスが現在と比べると揃っておらず、特に在宅の方とかは受けられる支援がない環境で、おそらく、せめて現金を支給するという方法で、生活の足しにさせていただくという方法だったのでしょうか。それが、時間が経つにつれ、額の大小はあれ、サービスとしては公的なサービスが、総合支援法も介護保険法も制定され、そういったものが揃ってきたこともあり、額の大小を取り上げるのではなく、サービスがあるかどうかということで考えると、現金を支給するという方法以外にもサービスが出揃って来たのが昨今の状況である、という考え方なのかなと思っています。ただし、裏を返して言うと、介護保険が充実したから対象者から外すということは、総合支援法は充実していないのか。介護負担を軽減するということは、本人へのサービスは充実しているけれども、介護者への施策はどうなのか。さらに、そのことを別課題として取り組んでいきますという提案があるので、今回このパンドラの箱を開けるということの作業については、市だけではなくて、当事者の方の説明の際の反響の大きさは、当然推察されるころではありますが、同時に福祉のサービス、特に障がいサービスがまだ充実していないことを如実に表すのであれば、福祉サービス側も頑張る必要があるところかと思っています。ですので、丁寧な説明が求められていくことになると思います。ですが、それは市民に対して、受給をしている方に対してということではなく、こういうことが今できていません、と市民に説明しているのだということを事業所側にも説明する必要があると思っていますので、この手当が続く、もしくは不公平感が解消されるということをもって、それでよかった、ということでは無いのだろうと思っています。

(石井委員)

今の村松委員さんのご意見は非常に良かったと私は思っています。というのは、当事者の方と、それに関わる施設・機関の方たちの意見がアンバランスにならないように、ということで、制度の変更や改革については、どちらの意見もきちんと担当の方たちは理解して進めていっていただきたい、というのが本当のやり方ではないかと思っています。それで、私ども民生委員としては、なかなか制度の変更ということは、決まってからのことを私たちは受けている状況があります。障がい者支援課の方からも「このようになりました」とか、「介護保険課はこのようになりましたよ」という結果を私たちは受けていますけれども、どうしてそうなったかということはなかなか伝わってきません。それで、私が初めてこの障がい者総合支援協議会の中でこういう皆様のお話を聞きながら、非常にこういう機会というのは大事だったと思います。こういうことを私たちは知らずして、「このように変わったのか。ではしょうがない。」という捉え方ではなく、いろんな経緯が、支援する側

の方たち、それから行政の方たちも何年もかけて、いろんな意見をお聞きしながらこの場に至っているということが非常によくわかりましたので、私の立場としては、こういう意見を聞ける機会があったということは、非常に大事なことだと思っております。これをフィードバックしてきちんと皆さんに、一般の方にお話しするのはとても難しいことではありますが、民生委員各位にも、「こういう会議がありましたよ、このようになっていますよ」というのをお伝えしていきたいと思しますので、本当に、今まで長い時間かけてきたことがこういうことだったということを中心に理解できたことが、私にとっては大変良かったと思っておりますので、感謝しております。

(石渡代表)

本当に石井委員がおっしゃるとおりだと思います。石井委員から、民生委員の皆様情報提供していただける、という理解でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、今、伏見委員からは事業者に対しても、というご提案もいただきましたが、今の時点でこのことを発言しておきたい、という委員の方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(事務局：相澤補佐)

伏見委員から、事業者の方たちにもきちっと説明をするということは、確かに、当事者への説明ということだと、事業所の方をとおして、という方は今までなかったもので、自分としても、そういう方法もあるのかな、と思いました。今ある制度を見直していく際の周知のタイミングや方法については難しさを感じています。なぜならば、未決定の状態でお伝えしては非常に混乱を招くことに繋がりがねませんが、決定してからだと、石井委員がおっしゃったようなご意見にもつながるので、どのような周知の在り方が望ましいのかは、今後課の中でも協議をし、理事者の意向なども最終的には、こちらでもある程度判断を仰ぐということになるところもあるかと思えます。非常に貴重なご意見として、当事者の方や、それ以外の受けていない方にも説明が必要だということは、こちらでも認識しております。

(石渡代表)

その他、見直し以外も含め、ご発言いただく方はいらっしゃるでしょうか。それでは、事務局から協議事項のその他について、お願いいたします。

(事務局：竹原主任)

一点ございます。前回お示した、「令和2年度第5期ふじさわ障がい福祉計画・第1期ふじさわ障がい児福祉計画」のモニタリングシートの実績についてです。こちらが、前回就労関係のところについて、神奈川県からの実績を待っている状態で保留としておりました。ただ、現在においても県から確定の数字が届いていないため、今年度最後になり申し訳ございませんが、数字が届き次第委員の皆様へ情報提供したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(船山委員)

一点確認です。今年度最後ということで、総合支援協議会においては、日中活動支援型のグループホームについての協議・検討がされなくてはいけない、というお

話があったかと思います。私の記憶では、前年度の最後か今年度の最初に一回それがあったのみで、その後、私の認識では日中活動支援型のグループホームはできつつあり、今年度に入ってもできているという認識ですが、その点についてはどうなっているのかの確認です。

(事務局：松野主幹)

今現在、藤沢市内には日中活動支援型のグループホームということで、5つの事業所の方にご活動いただいている状況でございます。今現在ご報告ができていますものもございますが、まだ中間報告ができていないものが多数ございます。こちらについては、次年度改めてまたご案内をさせていただきたいと思っております。

(石渡代表)

次年度に情報を確認して次年度ご報告いただけるということですが、船山委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。次に、新城委員お願いします。

(新城委員)

新型コロナウイルスの第3回目のワクチン接種に関して、障がい者への第3回目の接種の仕方、あるいは告知の仕方というところで、障がい者支援課としてどのようにお考えなのかをお伺いします。ワクチンの接種に関して、私自身、接種に至るまで非常に苦労したことがあります。ネットや電話で予約をすることになりますが、朝一で申し込んでも、ネットと電話の両方で受付できない状態で、結局地域の病院で後ろのほうで摂取したということがあります。藤沢市の障害者福祉協会の会員も、かなり皆さん苦労していて、後回しになってようやく接種先を見つけたというような人が結構いました。後でお聞きすると、例えば障がい者に対する優先接種のような、「電話すればある程度配慮します」というものがあつたと聞きますが、その時は詳細がわからず、接種の予約をするのに苦労しました。そういう意味で、第3回目の接種に関して、特に障がい者、持病を持っているなど様々なことがある中、すごく重要なものになると思います。優先接種なり、告知の仕方などについて障がい者支援課として、どのような施策や考えを持っているのかを伺いたいです。

(事務局：松野主幹)

新型コロナウイルスのワクチン接種の関係、非常に重要な案件だとは承知をいたしております。こちらにつきましては、保健所と連携するところもありますので、今すぐに回答ができませんが、対応は検討させていただいております。

(新城委員)

特に告知が重要です。何か新たな施策に取り組んだ際に、障がい者に対して、告知・周知を図るための手段というのは非常に重要だと思うので、その辺りも含めて検討いただきたいと思います。

(石渡代表)

他に何かございますか。では沼井委員。

(沼井委員)

私は本会議の参加が初めてでしたので、どんなふうかな、と思い参加させていただいていました。発言者の委員の皆様の発言から、まだ私は先ほど話があったよう

な昭和の福祉のイメージがありました。措置から契約に代わっていく中で、全体としては当事者やご家族の方の目線でいろんな施策を考えていこうといった姿勢、あるいはこれから充実をより一層図っていこうという気構えや様子が伺えて大変嬉しく思い、「変わってきているのだ」ということを実感しました。今年度はZoom会議や書面会議がありましたが、来年度はぜひ対面の会議をお願いしたいということと、委員同士のフリートーキングのような時間をとっていただけると、自由に話し合いができて良いかなと思っています。来年度もよろしく願いいたします。

(石渡代表)

ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しいたします。

(事務局：須藤参事)

委員の皆様、長時間にわたりまして活発な意見交換どうもありがとうございました。最後になりますが、福祉部長の池田より皆様にご挨拶を申し上げます。

(池田副支部長)

福祉部長の池田でございます。年度の最後ということですので、一言ご挨拶をさせていただきます。先ほどからお話が多々出ておりますが、今年度1年間を振り返りますと、やはり、コロナウイルスに翻弄された1年だったかと思っております。色々な課題が指摘されておりますが、国にも対策をするためのものが色々ございますが、中でも昨年2月頃にできました、孤独・孤立対策の阻止というものがございます。これが、令和3年、去年の12月28日の日に、重点計画というものが出来上がりました。この中で言われておりますのが、新型コロナウイルス感染拡大前には「人々がかかわりあう・支えあう機会の減少」これは本当にそのとおりだな、と思っております。それが、感染拡大後には、「相談や支援を受ける機会がなくなっている」ということが課題として挙げられております。これについては、まさに福祉部をはじめ、全庁として進めている共生社会の取組の一環だと思っております。こうした中、これと並行しまして、総合支援法も見直しが行われつつございます。中間整理ということで、12月に資料が出てきましたが、この中にも障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくりということが文言として挙げられています。先ほど新城委員からもご紹介ございました、障がい者の就労の関係、また防災の関係、この辺も小さな項目ではございますが、しっかりと掲げられております。こうしたことを踏まえまして、また来年度色々なことを皆さんと議論させていただきたいと思っております。本当にこの会議は、地域に密着した、生活の場である色々なご意見、また、皆様の現場のご意見を直に伺うことができる会議だと思っております。先ほど、委員同士のフリートーキングをというお話もございましたが、そういう時間も取りながら、私たちも現場目線、また本当に生活の場の目線でこれからも検討を進めてまいりたいと思っております。今年度ご尽力いただきましたことに御礼申し上げますとともに、来年度も、ぜひ、こういった機会をもっと充実していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：須藤参事)

それではこれもちまして、第4回藤沢市障がい者総合支援協議会の閉会とさせて

いただきます。次回の開催予定日は、2022年5月中旬を予定しております。本日は皆様ありがとうございました。

閉会